

パワーハラだ！さあーどうする？

～知っておこうパワーハラ防止措置～

2020年6月よりパワーハラスメント防止措置が努力義務化されて、2022年4月からすべての事業所で義務化されました。

パワーハラスメントは、働く人の能力発揮の妨げになるだけでなく、企業は貴重な人材を失うことに繋がる場合もあります。

本セミナーでは、労働局相談員を経験してきた社会保険労務士が、実例を交え分かりやすくお伝えします。

<講演内容（予定）>

- ① 相談等に寄せられたパワーハラスメントに関する事例
- ② トラブル收拾策と再発防止策について



■ 日時 2022年8月23日（火）14時00分～16時00分

■ 会場 川崎市産業振興会館9階 第2研修室

川崎市幸区堀川町66-20

（JR川崎駅北口西より徒歩7分、京急川崎駅西口より徒歩7分）

■ 講師 社会保険労務士 西本 典弘

■ 定員 30名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■ 相談会 セミナー終了後、ご希望の方に個別相談会を開催します

■ 参加費 無料

■ 申込 FAX：044-277-5301（切らずにそのまま送信してください）
※受講券は発行いたしません。当日は本状をご持参ください。

■ 問合せ TEL：080-3208-4657 社会保険労務士 芝（しば）

※咳、発熱等体調の悪い方は参加をご遠慮ください。

※会場ではマスクをご着用ください。受付で手指消毒及び検温を実施させていただきます。

▼ 切り取らずにFAXしてください ▼ FAX:044-277-5301

貴社名		業種	
所在地		従業員数	
参加者①		役職	
参加者②		役職	
TEL		FAX	
E-MAIL			
相談会	希望する	希望しない	セミナー受講後に決定

※FAXが上手く送信できない場合は、電話でお申し込みください（080-3208-4657）